

宮崎市地域貢献学術研究助成金交付要綱及び  
同要領の規定に基づき定める事項について

平成30年3月27日施行  
令和2年2月17日改正

1 宮崎市地域貢献学術研究助成金交付要綱第8条に定める「軽微な変更」は次のとおりとする。

- (1) 視察の時期や行き先の変更、検証手段の変更といった当初の研究目的を逸脱する変更ではなく、かつ、想定される研究成果も変わらないもの。
- (2) 当初の収支予算書における経費区分の配分額を変更するもので、その変更額の総額が交付決定額の5割以内のもの。  
ただし、報償費、旅費及びその他市長が必要と認める経費の配分額の変更は「軽微な変更」には該当しない。

2 宮崎市地域貢献学術研究助成金交付要領第4条第1項に定める「審査項目及び審査基準」は次のとおりとする。

(1) 単年度研究及び複数年度研究の1年目の場合

	審査項目	審査基準
①	的確性	研究の目的や内容が明確で、本市が募集した研究テーマに即しており、地域課題や行政課題を的確に捉えて整理している。
②	有効性	研究成果が、本市の地域課題や行政課題の解決に資すると見込まれる又は本市が取り組む事業として事業化できることが見込まれる。
③	発展性	独自の視点や専門性、アイデア、創意工夫等を活かした研究であり、研究成果が、新たな事業展開に繋がると見込まれる又は広く波及効果をもたらすと見込まれる。
④	公益性	研究成果が、広く市民等の利益になる又は繋がると見込まれる。
⑤	経済性	研究の内容や計画と照らし合わせて予算の規模や内容が適切・妥当である。
⑥	計画性	研究計画や予算内容が明確・緻密で、研究を確実に遂行することができるが見込まれる。
⑦	実現性	研究成果を確実にあげることができる計画、実施体制等になっている。

(2) 複数年度研究の2年目の場合

	審査項目	審査基準
①	これまでの進捗状況	ア 計画どおりに研究が進んでいる。 イ 想定していた研究成果をあげることができるが見込まれる。 ウ 当初予見していなかった研究成果を既にあげている又はあげつつある。 エ 助成金が計画どおりかつ適切に使用されている。
②	経済性	研究の内容や計画と照らし合わせて予算の規模や内容が適切・妥当である。
③	計画性	研究計画や予算内容が明確・緻密で、研究を確実に遂行することができるが見込まれる。
④	実現性	研究成果を確実にあげることができる計画、実施体制等になっている。